

障害のある学生の修学支援に関する検討会の検討内容の公開について（案）

令和5年5月18日

障害のある学生の修学支援に関する検討会決定

1. 議事の公開

本検討会の議事については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、公開するものとする。

2. 検討会議の傍聴

検討会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、検討会議を傍聴することができる者は、原則として受けの順序に従って事務局が許可する人数とする

3. 会議資料の公開

会議資料については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本検討会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。

4. 議事録の公開

本検討会の議事録を作成し、公開するものとする（但し、上記により非公開となった議事及び会議資料に関する事項を除く。）。また、内容に応じて、議事要旨を議事録に代えることができるものとする。

以上